

5－25 採水口

1 水源

水源が結合金具の位置より低い位置にある採水口（以下「採水口より下の水源を有する採水口」という。）は、配管の下端の位置（ろ過装置を除く。）までを有効水量とするとともに、有効水量の深さは概ね1 m以上とすること。ただし、配管の下端の位置が地盤面から落差4.5m以上ある場合は、地盤面から落差4.5m以内の部分の有効水量とすること。

2 配管

- (1) 配管は5－2屋内消火栓設備4(1)、(6)、(7)、(9)から(12)まで及び(19)に準ずるほか、加圧送水装置を設けた場合にあっては、その吐出側直近部分の配管表面の見やすい箇所に採水口用である旨を表示すること。
- (2) 採水口の結合金具は、地盤面からの高さが0.5m以上1.0m以下とするとともに、採水口の結合金具が呼称75のねじ式の受け口の場合は、採水口に呼称75のねじ式の差し口蓋（覆冠）を、呼称65の差込式の差し口の場合は、呼称65の差込式の受け口蓋（覆冠）又は容易に破壊できる保護板を設けること。
- (3) 採水口より下の水源を有する採水口に設ける配管には、ろ過装置を設けること

3 加圧送水装置

加圧送水装置を設ける場合は、5－2屋内消火栓設備2(1)、(2)、(4)から(10)まで、3及び4(13)に準じて専用の加圧送水装置（ポンプを用いる加圧送水装置に限る。）を設けること。

4 結合金具

採水口の結合金具は、連結送水管の送水口付近に設けること。